

始良市衛生協会河川等藪払助成金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、市内の緑豊かな水辺環境づくりの一環として、河川堤防等の除草作業を行う団体に助成金を交付することを目的とする。

（助成金の額等）

第2条 助成金の額は、次に定めるところによる。ただし、1,000平方メートル以上の作業面積を対象とし、1団体当たり1回につき30,000円、年間90,000円を上限とする。

基本額	作業面積（㎡）	額（円）	草払機	人員（人）	額（円）
1回につき 2,500円	2,000以下	4,000	草払機 1台につき 500円	10以下	2,000
	2,001～3,000	5,000		11～20	3,500
	3,001～4,000	6,000		21～30	4,500
	4,001～6,000	7,000		31～40	6,000
	6,001～8,000	8,000	<u>自走式草払機</u> <u>1台につき</u> <u>5,000円</u>	41～50	7,000
	8,001～10,000	9,000		51以上	8,000
	10,001以上	10,000			

（申請手続）

第3条 河川堤防等の除草作業を行い助成金の交付を受けようとする団体の長は、河川等藪払助成金交付申請書兼実績報告書（第1号様式）に次の書類を添えて始良市衛生協会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

- 作業前、作業中、作業後の現場写真
- 参加人員が確認できる写真

（助成金の交付決定）

第4条 会長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、助成金を交付することが適当であると認めたときは確定通知書（様式第2号）により申請者に通知する。

（附 則）

この要綱は、平成22年4月1日から適用する。

この要綱は、平成26年1月1日から適用する。

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

この要綱は、令和7年4月1日から適用する。